

事 務 連 絡  
平成 25 年 3 月 22 日

各 

|                          |
|--------------------------|
| 都道府県<br>保健所を設置する市<br>特別区 |
|--------------------------|

 医務主管部（局） 御中

厚生労働省医政局歯科保健課

「歯科技工所における歯科補てつ物等の作成等及び品質管理指針について」  
の一部訂正について

「歯科技工所における歯科補てつ物等の作成等及び品質管理指針について」（平成 24 年 10 月 2 日医政発 1002 第 4 号）が発出されたところですが、同通知については、その内容の一部に下記のとおり誤りがございましたので、別紙の差替えをお願い致します。  
なお、先に送付のものについては破棄してください。

記

|   |                                        |
|---|----------------------------------------|
|   | 6. 歯科補てつ物等及び機器の点検・検査                   |
| 正 | 4) <u>3)</u> に掲げる記録を作成の日から 2 年間保存すること。 |
| 誤 | 4) <u>2)</u> に掲げる記録を作成の日から 2 年間保存すること。 |